

## 日本放送協会放送受信規約の一部変更に対するご意見とNHKの考え方

**実施期間** 2022年10月12日（水）～ 2022年11月10日（木）

**ご意見の件数** 155件（放送事業者等団体5件、個人150件）

### **提出者**

放送事業者等：5件

個人：150件

**寄せられたご意見** ご意見一覧に記載

## 【日本放送協会放送受信規約変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

### <第2条第5項関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>料金の徴収方法について、単位を世帯ではなく、受信機1台を取得する際に含めるのが平等だと思います。カーナビでTVが見れることにも徴収するなら、そうでないとおかしい。TV見ないから払わない、が通用しないなら、持ってるなら払うようにしたいなら、取得時に徴収すべき。</p> <p>【40代・女性】</p>	<p>放送法第64条第1項には、受信設備の設置者に受信契約の締結義務があり、住居に受信設備を設置した場合においては、「当該住居及び生計を共にする他の者」がすでに受信契約を締結している場合は受信契約が不要であることが規定されています。このように放送法において受信契約は受信設備設置者が住居ごとに行うことが規定されているため、受信規約においては、受信契約は機器単位ではなく、世帯（住居および生計をともにする者の集まり）ごとに行うものであることを規定しています。</p> <p>今回のご意見にあるように、受信設備にはさまざまあり、機器単位で受信契約のお届けいただくことの困難性もあることから、放送法に基づいて受信契約の単位を世帯ごととすることについては、妥当性があるものと考えています。</p>

### <第4条第1項関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>第4条について「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」ことから、そもそも、設置者の希望なく受信機器を持っていれば契約しなければならないとする強制性が、契約の自由に反する違憲状態だと感じます。</p> <p>【個人】</p>	<p>2017年12月の最高裁判決において、受信契約の締結を義務づける放送法の規定は合憲であることや、受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要であることが判示されました。これを踏まえて今回受信契約の成立についての規定を変更したいと考えています。</p> <p>NHKとしてはこれまで通り、公共放送の役割や受信料制度の意義について丁寧にご説明し、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えています。</p>

## <第6条第3項関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>第六条の三項なんですが、支払い方法の拡充は避けられないのではないのでしょうか。例えば、現在クレジットカードか銀行振込ですが、これを二次元バーコード等の決済も入れると気軽に支払いが滞りなく行われるのではないかと思います。そこは、ご検討ください。</p> <p>【個人】</p>	<p>現在、払込用紙のバーコードをスマートフォンで読み取ることにより、決済アプリを利用して受信料をお支払いいただけるようになっております。</p> <p>今回、利便性向上の観点から、お客様がご希望される場合には、紙の払込用紙を郵送せずに、決済アプリに直接オンラインで請求書をお届けすることなど、お客様のニーズに合わせたお支払いに対応できるようにするため、第6条を変更したいと考えています。</p>

## <第12条関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>規約素案第12条1項(3)及び同条2項、同条3項の割増金制度の導入について反対する。金子総務大臣は「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度」としているが、「割増料金を払いたくないから契約する」というのは脅されて契約するに等しく、「NHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要」とする答弁に矛盾しており、強く反対する。</p> <p>【40代・男性】</p> <p>割増料について、個別事情によるとあるが、より具体的に説明すべき。</p> <p>【10代・男性】</p> <p>(規約の素案について) 今回の変更では受信契約手続や未納者に対する罰則の扱いがかなり厳格化しています。ここまで具体的に強く求めるのであれば、受信機を設置した者に対して納得のいく丁寧な説明が必要です。</p> <p>【テレビ大分】</p>	<p>受信料の適正かつ公平な負担を図るための放送法の改正（2022年10月施行）により、受信規約に割増金に関する事項を新たに盛り込むよう求められています。今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、NHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用してまいります。</p> <p>この方針やどのような場合に割増金の対象となるのか等については、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>具体的には、NHKホームページの「よくある質問集（FAQ）」を充実させる、広報資材を作成するなど、さまざまな周知・広報活動を実施することで、視聴者のみなさまのご不安の解消に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>この点については、いただいたご意見を踏まえて、説明資料に追記し公表します。</p>

<p>(類似する意見：3件)</p> <p>このような高額な割増金を設定するのであれば、何が公共放送に相応しいのか、視聴者として負担できる受信料はいくらなのかをしっかりと議論する機会を設けるべきです。</p> <p>【個人】</p> <p>受信料の全額に対して2倍の割増金を設定することに反対です。現在のNHKの番組には公共放送と呼べないものが多くを占めており、その費用全てを割増金の対象とすることは視聴者に著しい不利益が生じます。(中略)このような疑義がある中、高額な割増金を受信料全額に設定することは検討不十分で、視聴者に不利益が生じます。</p> <p>【個人】</p> <p>(類似する意見：15件)</p>	<p>割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識しています。そのため、割増金の水準は、鉄道営業法や電気供給約款など国内類似法制度の水準を参考として、総務省令で定める上限である所定の受信料の2倍に相当する額とすることを規定したいと考えています。</p> <p>ご意見いただきました通り、今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、NHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針を変えずに公平負担の実現に取り組んでいくことが重要だと考えています。</p>
<p>NHKは運用について、これまで通り理解いただき納得の上で契約いただき、個別の事情を勘案しながらの方針だが、不正に対して徴収という強い表現を使わず、このような請求するか否かの基準も明らかでない運用では、割増金の対象と倍数を明確に規定することで担保した公平性が損なわれると考えます。懲罰の要素を全くもたないとしたら、効果は乏しいものと思われ。不透明にならないためにも、割増金に該当する場合、段階を経て請求は一律に行い、その上で徴収は個別事情を勘案が妥当だと思います。請求権の乱用はあってはならないことです。</p> <p>【50代・男性】</p> <p>放送受信規約(素案)に盛り込まれた割増金制度の運用は抑制的であるべきだ。受信料の公平負担に向け未契約者に契約と受信料支払いを促す一定の効果があると考えられるが、ある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。安易な運用によって、視聴者のテレビ離れ、さらには放送制度全般に対する信頼を損なうことになれば本末転倒だ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会】</p> <p>無期限に過去に遡り2倍という高額な割増金を請求できるのは、視聴者に著しい不利益を生じさせる違法ではないですか？</p>	<p>割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識していますので適切に運用していく必要あると考えています。一方で、視聴者のみなさまにNHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただけるよう、丁寧な説明に努めていくことも大切であると考えていることから、視聴者のみなさまの個別のご事情を総合勘案するとともに、割増金の請求にあたっては恣意的な運用とならないよう基準を明確にして取り組んでいくことが必要だと考えています。</p> <p>また、請求権の乱用への懸念や、運用は抑制的であるべきというご意見をいただいているように、割増金に関するNHKの方針やどのような場合に割増金の対象となるのか等について、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>なお、割増金については事由に該当する場合に無制限に過去に遡るのではなく、新たに受信機を設置される方については設置日の属する月の翌月分から、また、2023年4月より前に受信機を設置されている方については同年4月分から、割増金の対象期間となることを規定する案となっています。</p>

<p>【個人】 (類似する意見：7件)</p>	
<p>日本放送協会放送受信規約 12 条について まず大枠で、NHK という一企業に国民の多くが関わる内容の懲罰的な判断を委ねるべきではないと考えます。</p> <p>【40 代・個人】</p> <p>受信料割増金について 国民を脅すようなやり方で強制的に受信料取って理解してもらえらると思うのですか？ むしろ、さらに反発を受けるってことに気付いてほしいです。</p> <p>【30 代・女性】 (類似する意見：6件)</p>	<p>放送法において、受信料の適正かつ公平な負担を図るため、「正当な理由なく期限までに契約を申し込まなかった場合」に割増金の対象となることが規定されたことなどを受けて、受信規約について必要な変更を行い、割増金を実際に運用できるようにしたいと考えています。</p> <p>しかしながら、これまでの NHK の方針の通り NHK の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくことが重要であると考えています。そのため、今回の受信規約の変更によって割増金が請求できるようになっても、丁寧な説明に基づき、公平負担に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>第 1 2 条 4 項について 2 倍徴収して良い法的根拠が希薄です。</p> <p>【個人】</p> <p>問題なのは、改正法では割増金の上限を「2 倍」と定めているのに受信規約第 12 条では 2 倍と規定。なぜ上限一杯の 2 倍になるのか半額ではなぜダメなのかその根拠を示してほしい。</p> <p>【70 代以上・男性】 (類似する意見：2 件)</p>	<p>割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識しています。そのため、割増金の水準は、国内類似法制度の水準を参考として、省令で定める上限である所定の受信料の 2 倍に相当する額とすることを規定したいと考えています。</p> <p>参考とした国内類似法制度は、具体的には鉄道営業法における「割増賃金」や電気供給約款における「割増金」などがあり、いずれも同じ水準である 2 倍の額を請求することとされています。</p>
<p>せめて、割増金が 2 倍に至るまでの移行期間を設けるべきではないか NHK は案内が不十分なことが多いため、徴収料金限度額の変更について国民全員に行き渡るようにすべきである</p> <p>【20 代・男性】</p>	<p>割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していくものと考えています。また、今回の受信規約の変更によって割増金が請求できるようになっても、NHK の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでの NHK の方針に変わりはありません。</p> <p>そのため、移行期間を設けるのではなく、この方針やどのような場合に割増金になるのか等について、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。</p>

<p>受信規約の変更によって、貴協会が受信料の支払い等に不正があった場合に割増金を請求できるとの変更を行っていますが、この変更によって、受信者は、支払いに対するプレッシャーを感じることになり、「納得して支払う」という受信料の性格を変えてしまうことにならないかとの危惧を覚えます。一方、これまで、貴協会において不幸にして不祥事が発生した場合、視聴者は、受信料の支払いを拒否することで、貴協会への反省を促す意思表示をすることがありましたが、そうした行動を行うことにも抑止的な効果をもたらすことも考えるため、視聴者からの意見や苦情を受け止めるための措置を整える必要があるのではないかと考えます。</p> <p>【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、NHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。</p> <p>この方針やどのような場合に割増金になるのか等について、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、NHKに関するお問い合わせやご意見・ご要望などは、ふれあいセンターと全国の各放送局で受け付けていますが、電話、手紙、電子メール、ファックスのほか東京・渋谷の放送センターや放送局でお話を伺うこともございます。視聴者のみなさまからNHKに寄せられるご意見や要望、お問い合わせなどの声は、年間300万件を超えています。NHKにとって、その一つひとつが、かけがえのない大切な財産であり、いただいたご意見は放送やサービスの改善につなげるほか、「週刊みなさまの声」「月刊みなさまの声」などの定期刊行物や、広報番組「どーも、NHK」、またサイト内の「声の活用事例」でもご紹介しています。引き続き、視聴者のみなさまからいただいたご意見に真摯に向き合いながら、割増金の適切な運用も含め、NHKの事業運営を行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>2倍の割増金の設定には反対。地味に嫌がらせをするのではなく、スクランブル化すれば多くの人々が納得するのは明らかである。</p> <p>【40代・男性】</p> <p>素案は国民の公平な負担になるようにとあるが、テレビを持たない世代や若者が増える現状で今までと同じ受信料徴収ではそもそも不公平だと思う。割増金の提案よりも契約者のみに放送できる仕組みを整備したりする方法を考えた方が公平さはあると感じる。</p> <p>【30代・個人】</p> <p>(類似する意見：12件)</p>	<p>NHKには、放送法第15条に規定されている通り、公共の福祉のために、あまねく日本全国で受信できるよう、豊かで、かつ良い番組を放送することが求められており、社会のすべての人たちに、必要不可欠な情報をあまねく公平にお届けするという公共の役割を果たすために、自主的な財政基盤として受信料制度が設けられています。</p> <p>受信料は、NHKの事業を維持・運営するための特殊な負担金であり、放送の対価としていただいているものではないことから、スクランブル化し、受信料を支払わない方に放送番組を視聴できないようにする方法は、放送法でNHKに求められている「公共の役割」と相容れないものと考えています。</p> <p>今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、こうしたNHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただけるよう、視聴者のみなさまへの丁寧な説明に努めてまいりたいと考えています。</p>

## <第 1 2 条の 2 関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>【第 1 2 条の 2】についての意見 変更前の規定は受信料のほか延滞利息の支払い義務とあり、これまでは契約者を主体に義務付けていたものを、素案にて「請求することができる」と規定したのは、NHK 主体により徴収されるものと思われます。請求権の恣意的な運用となれば、営業による契約ツールとしての利活用が危惧されます。</p> <p>【50 代・男性】 (類似する意見：1 件)</p>	<p>NH Kとしては、お客様に対し、訪問や文書などを通じて受信料制度の意義を丁寧にご説明し、お支払いをお願いする努力を重ねた上で、それでもなお、お支払いいただけない場合において、延滞利息を請求してきました。</p> <p>延滞利息は割増金と同様にNH Kがお客様に対して一律に請求するものではなく、個別事情を総合勘案しながら必要に応じて請求することを明確にするため、今回、規定を変更することとしました。</p>

## <附則関連>

ご意見	NHKの考え方
<p>附則について 施行日以前のことについて、遡って割増金を適用するようになっているが、これはやりすぎだ。施行日以前の事項については不遡及とすべき。一般の法律でも、不遡及の原則がある。ましてや、法律ではないNHK の契約文言なのだから、一般の法律を超えたような内容は認められない。</p> <p>【70 代以上・男性】</p>	<p>割増金の支払いに関する経過規定として、令和 5 年 3 月以前に受信機を設置された場合も、令和 5 年 6 月末日が受信契約の申込み期限であることを、付則に規定したいと考えています。</p> <p>そのため、6 月末日の申込み期限を過ぎた場合に割増金の対象となりますが、施行日以前の期間分の割増金を請求することはありません。</p> <p>視聴者のみなさまから誤解されないように、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えています。</p>

## 【日本放送協会放送受信規約変更素案または放送受信規約全体に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>規約が長く、どの項目に現在の仕組みが絡み合っているか確認することすら面倒。分かりやすく丁寧に説明出来る資料を別紙にまとめていただきたい。 【60代・男性】</p>	<p>今回の受信規約変更にあたっては、ホームページや、広報資材などさまざまな方法・手段を通じ周知を実施する予定ですが、視聴者のみなさまにとって丁寧かつ分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えています。この点を説明資料に追記し公表します。</p>
<p>単身赴任の方の受信料徴収はやめていただきたいです。受信料を本宅で払い、単身赴任先でも払い負担感が大きいです。正直なんで単身赴任先も払う必要があるのか疑問です。 【40代・男性】</p>	<p>放送法第64条第1項には、受信契約は受信設備設置者が住居ごとに行うことが規定されているため、同一生計であっても住居を別にする場合は、それぞれに受信契約をいただき、受信料をお支払いいただいております。「単身赴任の方」や「親元を離れて暮らす学生の方」などを対象にした家族割引の制度もございますが、これらの周知を徹底することで、視聴者のみなさまからご理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>

## 【NHK全般に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
NHK経営計画（2021-2023年度）の修正に関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
NHKの改革や、あるべき姿に関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
スクランブル放送・受信料制度の在り方に関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
放送番組など広く番組内容や編集に関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
受信料水準・引き下げに関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
インターネット活用業務に関するご意見	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。



## 【意見募集に関するご意見】

ご意見	ご意見に対する考え方
ちゃんと各ページ各項目ごとに個人情報を入力しなくても意見が提出出来ますと明示してください。広く意見を集める努力を最大限試みてください! 【個人】	ご記入いただいた個人情報は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認および協会内での分析のために取得しています。

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載。